

今回のテーマは…

労働契約法の改正

『暮らしの事件簿』FILE 33

~弁護士センセイたちのこぼれ話~

A.

《労働契約法の改正について》

有期労働契約(例えば契約社員のような期間を定めて締結される雇用契約)を超えて有期労働契約を繰り返し更新している実態にあり、その下で生じる雇止めの不安の解消が課題となっています。

労働契約法の改正は、こうした問題に対処し、働く人が安心して働き続けることができる社会を実現するためのものです。

「雇止め法理」が法定化された(第19条)以外で、主に以下の二点が整備されました。

有期労働契約の通算期間にはクーリングオフ期間があり、有期労働契約とその次の有期労働契約との間に、契約がない期間が連続して六ヶ月以上あるときは、その空白期間より前の有期労働契約は通算契約期間に含めないため、契約期間の通算がリセットされてしまいます。一方、次のが六ヶ月未満であれば、原則として前後の有期労働契約期間を含めて通算されます。

企業としては、有期労働契約とその次の有期労働契約の間に連続して六ヶ月以上の空白期間を設けたり、有期労働契約を五年以内に定める等の上限規定を設けるなどの対策が実務上必要になります。

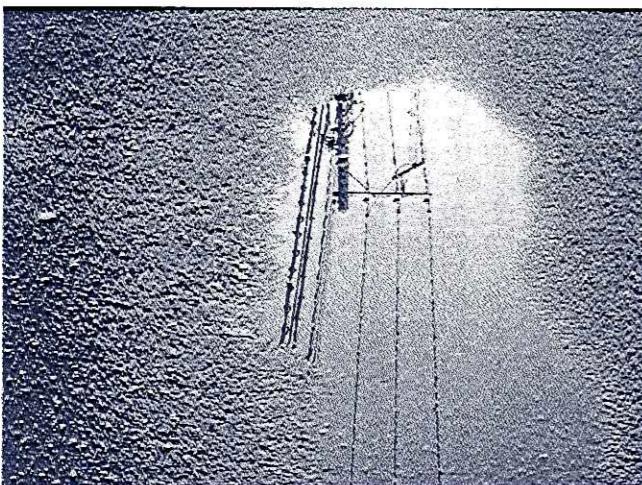
ただし、有期労働契約転換後、ただちに正社員と同じ扱いというわけではありません。違いは契約期間の定めの有無で、その他賃金などの労働条件は従前と変わらないです。

Q.

私が経営する会社では契約社員を多く雇用しており、なかにはかなり長い間働いてくれている人間もいます。昨年労働契約法が改正され、そうした契約社員を無期限で雇用しなければならない場合があると聞いたのですが、どのように対応すれば良いのでしょうか?

家庭内のトラブルや雇用、取引、交通事故や財産管理…と私たちの日常に発生するさまざまな法律の疑問、質問に法のプロフェッショナルである弁護士の先生方が答えるシリーズ。今回は前回に引き続き、柳澤法律事務所の柳澤賢二先生に「労働契約法の改正」についてお話をいただきました。

(福岡市50歳男性)



◎企業にとつての注意点

以上の改正に伴い、企業としては、有期労働契約の通算期間にはクーリングオフ期間があり、有期労働契約とその次の有期労働契約との間に、契約がない期間が連続して六ヶ月以上あるときは、その空白期間より前の有期労働契約は通算契約期間に含めないため、契約期間の通算がリセットされてしまいます。一方、次のが六ヶ月未満であれば、原則として前後の有期労働契約期間を含めて通算されます。

企業としては、有期労働契約とその次の有期労働契約の間に連続して六ヶ月以上の空白期間を設けたり、有期労働契約を五年以内に定める等の上限規定を設けるなどの対策が実務上必要になります。

ただし、有期労働契約転換後、ただちに正社員と同じ扱いというわけではありません。違いは契約期間の定めの有無で、その他賃金などの労働条件は従前と変わらないです。

2 不合理的な労働条件の禁止(第20条)

有期労働契約など有期労働契約では想定されていない労働条件については、「別段の定め」で労働条件を明確にする必要があります。定年の定めをしないと、無期労働契約は定年により労働契約は終了しません。

りません。尚、無期労働契約転換前と異なる労働条件を適用する必要がある場合は、定年制度など有期労働契約では想定されていません。特に通勤手当、食堂の利用等について労働条件を相違させることは、特段の事情がない限り合理的と認められません。

対策として、正社員との待遇の違いを明確化することや、無期労働契約の就業規則の整備が挙げられます。

- I 職務内容
- II 当該職務の内容及び配置の変更の範囲
- III その他の事情

を考えて、個々の労働条件ごとに判断されます。特に通勤手当、食堂の利用等について労働条件を相違させることは、特段の事情がない限り合理的と認められません。

対策として、正社員との待遇の違いを明確化することや、無期労働契約の就業規則の整備が挙げられます。

◎今回お話をいただいたのは
弁護士 柳澤 賢二先生

◎今回お話をいただいたのは
弁護士 柳澤 賢二先生

◎読者の方々からの法律に関する疑問・質問をお待ちしております。ご相談は「郵便」または「e-mail」にてお送りください。
◆郵送先 〒810-0001 福岡市中央区天神4-1-11 天神Yビル8F 九州王国編集室 『法律相談室』宛 ◆e-mail info@r-t.co.jp 九州王国編集室 『法律相談室』宛

●誌面協力いただいた法律事務所の方々 ●

奥田・二子石法律事務所
弁護士 奥田 貫介
福岡市中央区大名2-4-19 福岡赤坂ビル601 ☎ 092-739-6262

田代法律事務所
弁護士 田代 祐誠
佐賀市駅前中央1-10-37 佐賀駅前センタービル5F ☎ 0952-37-8760

弁護士 山田訓敬法律事務所
弁護士 山田 訓敬
福岡市中央区大名2-11-25 新栄ビル5F ☎ 092-738-3377

柳澤法律事務所
弁護士 柳澤 賢二
福岡市中央区舞鶴2-2-11
富士赤坂ビル6F ☎ 092-720-5366

地図

